

自立支援医療受給者証について



●受給者証の有効期限は1年間です

2年に1回主治医の診断書を提出する必要があります。
有効期限の3ヶ月前から更新手続きができます。

●受給者証が交付された方の医療費は1割負担です

精神通院分の医療費で、指定された医療機関及び薬局分が1割になります。
所得や病気に応じて月の限度額(自己負担限度額)があります。

自己負担限度額について

区分	対象者	月額限度額等
一定所得以上	※ 重度かつ継続	20,000円
	町民税額23.5万円以上の世帯	医療保険の自己負担限度額
中間所得2	※ 重度かつ継続	10,000円
	町民税額3.3万円以上23.5万円未満の世帯	医療保険の自己負担限度額
中間所得1	※ 重度かつ継続	5,000円
	町民税額3.3万円未満の世帯	医療保険の自己負担限度額
低所得2	町民税非課税世帯であって本人収入が80万9千円を超える	5,000円
低所得1	町民税非課税世帯であって本人収入が80万9千円以下	2,500円
生活保護	生活保護受給者	0円

※ 「重度かつ継続」の対象範囲

統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症)、精神科医師によって集中的・継続的な通院医療を要すると診断された方

病院を受診するとき、薬局から薬を処方してもらうときは必ず受給者証をみせてください!

問い合わせ先 健康福祉課 電話66-2111(内線122)